

- 1 会議名 議会基本条例推進協議会
- 2 日時 平成30年12月17日（月）
午前10時20分から午前11時19分まで
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席議員 全議員
- 5 傍聴者 3名
- 6 事務局出席者 議会事務局長 隅田昌輝、同主任 高野真理子
- 7 会長あいさつ
- 8 協議事項

(1) ふれあいトークの報告書について（鈴井町、泉町、稻荷町）

宮川会長：文化協会と農業委員会の報告書は出来次第、レターボックスに配布する。本日配布した3件については、次回協議する。

(2) チーム23（仮）からの提案について

梅村チーム長：資料に基づき説明。

堀議員：第1項の条文は、議会基本条例が議会の最高規範であると解釈すると、入れ子状態というのは好ましくないと思う。自治基本条例等では、別の条例で定める等の表現になっている。また、第2項の「法制執務」という言葉の定義が曖昧だと思う。

黒川議員：第1項について、議会基本条例の中に入れるとしても、岩倉市議会事務局に関する条例と二重状態になるので好ましくない。もし議会基本条例に入れる場合は、議会事務局に関する条例の第1項を変えなければいけない。議会基本条例を受けた形で議会事務局に関する条例があるので、1項目を同じく置くということは避けなければいけない。議会基本条例の第1項として設置について入れる必要性はいかがか。みなさんに議論していただきたい。

宮川会長：他の条例との整合性を調整して、今議会で提案とはならないので、じっくりと文章に関しては詰めていただきたい。

木村議員：「法制執務」の定義は、公務員が法案などを起草する事務のことを言う。議員がやる活動の中で、条例や規則や要綱を考える際に、そのことが法体系に合っているかを見て、実務を行うという役割を担ってもらいたいという意味である。法制執務という言葉が正しくなければ考えたほうがいい。

梅村チーム長：もっと他に言葉があるのではないかという意味合いか。それとも定義を定めればという感じか。

堀議員：辞書を引くと法制執務の説明は載っているが、読む人の解釈で違っ

てくる。例えば法律で法制執務という言葉があつて、そこで決まっているなら、それを引用するとか、一般的な辞書だと色々な書き方があるし、広いと思うので、もう少し具体的な、木村議員が言ったような、職務を書き込む、定義づけるなら定義づけるというテクニックを使用したらどうか。

木村議員：言葉については、他の市議会の条例の中でも色々な言葉が使われている。法体系として条例や規則や要綱について、正しいかどうか判断してもらおうという意味の仕事を定義する言葉が他の議会でもあるので、それを使ってはどうかと思っている。法制執務の研修を議会でやった時のイメージがあり、言葉にこだわってしまい、今は正しくないとも思っている。

宮川会長：第5項について、議会基本条例を作成する段階で、事務局長の命を受けて、四日市大学の集中講義を受けて、事務局から提案をもらった。事務局長の責任や行動に関する具体的なことも入れられないかと思う。

梅村チーム長：事務局でも一般質問の時に、ボードに名前を書いてわかりやすいように自発的に工夫したり、研修を受けたり、そういう部分もあるが、例えば、さらに傍聴者を増やそうとか、そういったことも事務局で取り組めるのではないか。事務局としても議会が活性化するように常に考えるよう、心構え的なものである。

堀議員：会議記録の中で出ている意見だが、議長の任免権を盛り込んだ文案はどうかというところの議論として、今回の改正文案に盛り込まれていないが、その考え方はどうか。私は、議長に任免権がないというのは、一般的に市民はわからないので、議会基本条例で明確にしたほうがわかりやすいと思う。

木村議員：検討段階で議論したが、任免権は議長にあるということを明記している市議会もあるが、入れることもやぶさかではない。第5項については、岩倉市の議会事務局に関する条例に付随する規則の中で、こういうことを所管すると羅列してあるが、そこをあえて触れる必要はないと思う。一番大事なことは、議会基本条例を議員とともに推進する立場に立ってもらおうという意味を出したかったので、こういう言葉になった。どういう言葉がいいのか考えていただきたい。

黒川議員：議長の任免権は、議会基本条例の中に入れることだと思う。現実的には、議長が職員を採用できるかということ、無理な話。議長の任免権を明らかにさせることによって、人事異動の際にも必要な協議を行う。第4項は、条例に入れるのはそぐわない。任免権をきちんとさせておくこと、その中でいかに実効性を確保するかの一環として、今、事前協議が進められているという認識をしている。議会と執行機関との力関係でもあるので、議会基本条例でしっかり謳うことによって、それを担保に、市長とも議会

人事について協議することになる。検討していただきたい。

梅村議員：任免権を盛り込むところを検討する。北海道芽室町議会の事例がある。

塚本議員：第1項について、地方自治法で、条例で事務局を置くと言えば、事務局ができる。今までは条例は置いておいて、議会基本条例であるので、他の条例にするという表現もあると思う。また、解釈文が出ると思うが、市民と議会と議員の架け橋になるような事務局を将来的には目指してほしい。議会事務局を強化するという事は、各種研修に積極的に参加するような、各種研修に常に行けるような体制が必要である。それによって私たちも教えてもらうことが必要であるという思いが含まれればいいと思う。

木村議員：議会事務局職員の研修についても議論した。それを入れている市議会もあるが、第3項に含まれると考え、明記しなかった。

宮川会長：塚本議員の提案に関しては、条文には入れにくいので、逐条解説にどう書くか。3月議会に（条例改正の議案を）出せるといいと思う。

（3）委員会代表質問に対する意見聴取について

宮川会長：私からの提案。初めてのことで、一般質問との違いが明確に出されていないことと、内容に関して、委員会としての結論に基づいた質問の在り方があったのではないかと感じた。みなさんがどのように感じたのか、今後何をめざすかをアンケート、意見を集約したいと思う。事前に話した上でと思っていたが、様式を正副委員長で整えて、みなさんに書面でいただき、1～2月までに指針になるべき文章を作り、改選後の議員に委ねたい。アンケートをとってもいいかという提案であるが、いかがか。率直な意見を聞きたいと思っている。改善すべきところをみなさんの総意をもって、こういうふうに進めていくのが望ましいのではないかというものを作りたい。

黒川議員：本日午後から、総務・産業建設常任委員会協議会で、委員会代表質問の振り返りを行うと聞いている。

櫻井議員：確認するつもりである。

宮川会長：手探りの状態で始めているので、高みを目指すという意味合いで、反省に基づいた改善点があると思うので、これで満足することなくという意味合いであるので、ご理解いただきたい。

堀議員：書面でというのは、話し合う時間がないからなのか、代表質問をした議員に対する個人的なことになりかねない、気を使ってなのか。時間があるなら、本人の感想とかを皆で共有すべきである。宮川会長が言われた

ように、一般質問との区別がなかったということだとか、みなさんの率直な感想をこの場で話してもいいと思う。

宮川会長：ダメ出しという意味合いで提案したわけではなく、個人に気を使ってという意味合いも無い。色々な意見を出してもらって、取りまとめたから話し合った方がいいと考えるため。堀議員が言われたように、当事者である2人の発言をいただいてもいいと思う。やってみてどうだったか。

鬼頭委員長：初めての代表質問ということで、皆さんの意見を取りまとめながらやったが、委員からの意見はあまり出なかったのも、ほとんど自分でまとめたという形になった。そのあたりが課題である。みなさん一般質問するので、そこまで手が回らないということもある。前段階の準備の時間があればよかった。

宮川会長：タイムスケジュールの問題、課題を整理したうえで、どこまで詰めていくのかが一つの課題である。

櫻井委員長：可児市が委員会代表質問を入れたのは、産業廃棄物の会社についてと、駅前に子育て支援施設を建てるにあたって、母親たちの意見を取り入れようということがきっかけだった。岩倉市で、産廃や子育て支援みたいな争点になる問題があれば、機能すると思う。日常平和な時に、特定の課題で質問をすることがあるのか、特定の課題がある時には有効である。視察に行ってきたことを発言する公式の場だった。今までは視察に行っても、各議員がそれぞれの質問の中でしていたのを抜きにして、委員会として視察に行った成果を測定するような意味の場所だと思った。

黒川議員：期待して聞いていたが、初回ということでお互いに距離感がわからないままやっていた。事前に委員会で、皆さんの意見をまとめるといっても短期間では無理なところもある。行政視察の成果をどこかで出してほしいことと、ふれあいトークの市民の声、優れた指摘も提案もある。委員会代表質問は、政策提案型の質問であるべきであろう。12月は、9月の決算の後なので、そこの中から我々が政策提案をすべきものを抽出して、それを12月に行いながら次年度につなげていく。一つの政策形成サイクル、システムの中の一つのものと位置付けていいと思う。第1回目が終わったばかりなので、みなさんの意見をいただきながら次に向けて、より充実したものになるようお願いしたい。

相原議員：今回のヒアリングは委員長ひとりが職員から受けた。正副委員長とダブルとか、3人とか、そうするとヒアリングも突っ込んでやれるのではないか。私は視察に行っていないが、委員長の質問の中で、もう少し突っ込んでもいいのかなと思った。それは2～3人の委員のヒアリングなのかと思った。

大野議員：行政視察はいつも10月に行くが、例えば7月に1泊2日くらいでまず、委員会としてどういったテーマを勉強して政策提言につなげていこうとか、そういったことを考えると、2泊3日より、1泊2日を2回の方が、より具体的に提案ができるのではないか。テーマをより深く絞るほうが政策提言につながると思う。意見である。

宮川会長：事務局にしても委員長経験者からしても、2泊3日で3～4か所を回ろうと思うと、1か所がだめになると、計画のルートが変わったり順位が変わったりテーマが変わったりするのは経験していると思う。深堀するなら、大野議員の提案も一つの方策だと思う。これも課題として今後上がってくる話になると思う。委員会代表質問に関しては、これで終わるのではなく、次の議会で、みなさんからいただいた意見を基にして、もう少し深堀できたらと思う。様式に関しては、正副委員長で調整。

(4) その他

大野議員：政務活動費で買った本は会派の本棚にあるが、年度末でいいので、できたら議会図書室に、入れてみんなで共有する財産にしたほうがより効果があると思う。提案であるが、協議をお願いしたい。

宮川議員：とてもいい提案であるが、落書きできないなあと思って聞いていた。公費で買った共有財産なので、書き込み自体がどうかという気もしないでもないが。図書室に置く場合、取り扱いを考えなければいけない。

木村議員：書籍で買うとか、定期購読とかいろいろある。どの程度提供するのか議論してから決めたらどうか。

宮川議員：提案なので、この場で細部に入っても議論が盛り上がらないので、木村議員が言われるように、新聞もあるし、月刊誌の定期購読もあるので。以前に事務局の処理規程の中で、3,000円以上のものは書籍であっても公の所有とみなすという規定があって、3,000円以上のものは返すか、所在をはっきりさせてくださいと聞いた覚えがある。そういった規程はあるか。職員の規程の中に。

議会事務局長：備品登録のことかと思う。以前は3,000円だったが、今は1万円。

宮川会長：書籍で1万円を超えるものはあまり無いので、その辺も含めて、どこまでの範囲なのか、今後詰める必要がある。次の課題として挙げたい。

9 報告事項

(1) サポーターとの意見交換会について

鬼頭チーム長：意見交換会を1月24日午後7時から、及び1月26日午後1

時 30 分から、いずれも第 2・第 3 委員会室にて実施する。テーマを決めてやるのか、いつもやっているようにフリートークでやるのか、どう思われるか。

堀議員：サポーターの声について回答を作成していない。意見交換会はまず回答を返す場と考える。

宮川会長：堀議員から、いただいている提案に対して先ずはお返しすると、それが第一優先である。その後はフリートークでどうか。テーマを決めるよりは、自由な意見が出ると思う。傍聴に見えているサポーターの方にご意見あればいただきたい。

傍聴者 1（議会サポーター）：サポーターの声で 45～46 件出ているということなので、それに対する回答を出していただいて、あとはフリートークで、今まで傍聴した中で思うところを話せるような場にしていただきたい。

傍聴者 2（議会サポーター）：同じく。

傍聴者 3（議会サポーター）：同じく。

宮川会長：豊富な意見を多岐にわたっていただければ、我々の反省材料になると思うので、その節はよろしく願います。事務的な部分だが、現時点で案内が返ってきているのがわかれば、報告をいただきたい。

議会事務局長：3～4 名である。

宮川会長：現時点では 3～4 人で、寂しいので、もう少し参加人数を増やす努力をしたい。

（2）プロジェクトチームからの報告

鈴木チーム長：ICT チームより。前回の議会基本条例推進協議会の中で、今後の ICT、タブレット導入に向けての取組をどのように進めるか、本日の推進協議会の中で報告するという話だった。12 月 13 日にチーム会議を開催した。チーム会議の協議内容を報告書にまとめて、1 月末に提案する。実施計画に挙げたが、予算化されることはなく、来年度の導入というのは厳しい状況にあるが、ICT 化の取組は各市町で加速している。導入に向けての取組がされている。そういう背景において、岩倉市議会も導入できるような体制づくりはしておくべきである。今まで協議してきた内容を、予算上の問題もあるが、どういうソフトをどういう形で導入していくかという細かいところをまとめて、導入に向けての細かい規約も含めて報告書としてまとめる。それを 1 月末に提出する、ということで協議がまとまった。中間報告である。

梅村議員：いつでも導入できるよう体制を整えておくことは必要だと思う。全国で導入されて、使い勝手の感想が出ているので、私たちが導入するに

あたって参考にしながら、無駄のないように、有効なものになるようにしていきたい。ペーパーレスのメリットが出にくくなっていると感じている。どこにメリットがあるかをはっきりさせて市民に訴えていく、説明していくしかない。議会事務局の作業が格段にスムーズになるとか、そういうところを見つけてやっていけるとよい。

鈴木議員：おっしゃる通りで、技術も日進月歩、ペーパーレス化の取組は見える化される機能が付加されている。そういったところも報告書にまとめて、次期改選後に、新たに選ばれた議員で協議し直して、導入に向けて再検討していただくような報告書のまとめ方をする。

須藤議員：今まで、チーム会議は何回開催したか。

鈴木チーム長：デモ体験を入れると7～8回。

須藤議員：その中で、タブレットを導入するに当たっての効果はもう出ているのか。それは報告するのか。先ほど梅村議員が言ったような、ペーパーレス化とか、市の職員との交渉とか。

鈴木チーム長：導入の効果は、これまで説明し、既にデモの体験で共通の認識を皆さん持たれていると思う。チーム会議では共通認識でそういう取組で行くと合意している。

須藤議員：当局と相談しながらやっていくということですね。

鈴木チーム長：当局との協議は、これ以上進まないと思う。

須藤議員：予算のあれではないよ。

鈴木チーム長：導入に向けての協議は、会議も時間的な問題もあるので、それは議会としてこれがベストであるという形でまとめて、行政にどういう形で報告するかというのは、議長に任せる。

須藤議員：タブレットを導入する場合は行政側と一緒にやらないと効果が無いと思うので、そのことも報告書に書いてもらって、次回改選後に協議するというようお願いする。議会だけの導入だと効果が無い。

鈴木チーム長：効果が無いということで、一緒に導入に向けた取組をもう協議した。それは行政のほうで拒否された。そして、今回のタブレットについては、限りなく優先順位が低いという評価で、導入は考えていない、議会においても優先順位が低いという評価だったので、これ以上協議を重ねても無理だと思う。

大野議員：最初の研修会の時も、議長から当局に声掛けしていただいて、一緒に受けませんかとお願いをしたら、拒否だった。一部の職員は参加しなかったかもしれないが、上が拒否だった。議会としては声掛けしているので、そういった経緯があるので、それはご理解いただきたい。

宮川会長：個人的感想だが、こういうものを導入したいというプレゼンなの

で、プレゼンの材料はきちんとしたものを作らないと相手には響かない。過去に、研修を一緒に受けようという提案に対して、日程の問題があっただろうし、受け入れる側も、まだどんなものか腑に落ちない、巻き込まれたくないという意思も働いたかもしれない。今後導入するのであれば、須藤議員が言われるように、議会と執行部が同時進行するのが理想なので、同一步調で進めることが必要だと思う。議会としての意思が、何をどのようにして導入したいのかということを確認に、今回チーム長の下でまとめて、それをもって次のステップに進むということが大切だと思う。チーム会議でいくつかの課題を提案されているので、いかにクリアして当局側にプレゼンできる状況にしていくことが、現時点での我々の課題である。

(3) 今後の視察予定について

宮川会長：1月11日の山口県光市は、午前9時30分開始へ変更の依頼があったので、訂正を。視察予定について、資料「行政視察等一覧表」のとおり。視察の受け入れは、これをもって打ち切る前提としたい。出席は強制ではない。

(4) その他

特になし。

10 その他

次回：平成31年1月8日（火）午前9時から